個 別 事 業 計 画 書

所管部署:市民福祉部市民課

(単位:千円)

事 業 名	男女共同参画推進事業	細事	事 業	名				新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く				男女共同参画社会基本法				
	1 共に生きるまちづくりを進める			根拠法令等	京都府男女共同参画条例				
	(2)男女共同参画社会の推進								
事業計画期間	平成 24 年度 ~ 平成 26 年度		年度	当該年度にお	おける事業の第	実施内容	当該年度に目指	計成果・効果	事業費
現状の課題	男女共同参画に関する啓発や学習機会の充実が不十	1	平月	平成23年度 予算現額					5,089
	分である。		平 成 24	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図るととも				5,983	
具体的な実施 内 容	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、「男女共同参画行動計画」の策定や女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図る。また、新規事業として女性相談事業を行い、多様な女性の悩みや相談に対応することとした。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年 度	に、月2回女性	相談事業を開作	催する。			
			平成25年	男女が共に平等れ、一人ひとりの ることが出来る。 のため、女性の 充、またフォー 館の活用など見	の能力や個性を 男女共同参画で シネットワークづ ラムの開催、園	が発揮す 社会実現 けの拡 間部女性の	女性の登用率の向フォーラムの参加を		5,113
事業の目的	一人でも多くの市民が、男女共同参画の意義を理解 し、家庭や職場、地域活動等に活かす。		度		相談事業を開催する。				
事業の効果	男女が、共に支え合い、誰もが住みよいまちづくりの実現。		平成 26 年度	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図るとともに、月2回女性相談事業を開催する。		が発揮す 社会実現 にりの拡 間部女性の lるととも	女性の登用率の向フォーラムの参加を		5,113